

令和3年度

定期監査（前期）報告書

財政援助団体等監査報告書

三鷹市監査委員

R80

古紙パルプ配合率80%再生紙使用

(写)

3 三 監 第 2 4 3 号

令和 4 年 1 月 12 日

様

三鷹市監査委員 奈良 正 弘

三鷹市監査委員 吉 野 和 之

令和 3 年度定期監査（前期）及び財政援助団体等監査の結果報告
並びに監査委員への改善措置の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により実施した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善措置を講じた場合は、報告方よろしく申し上げます。

目 次

定 期 監 査

都市整備部 -----	1
(都市計画課、公共施設課、道路管理課)	

財政援助団体等監査及び定期監査

三鷹市西部地区住民協議会 -----	7
(生活環境部コミュニティ創生課)	
公益社団法人三鷹市シルバー人材センター -----	12
(健康福祉部高齢者支援課)	

注記 文中及び各表中の数値等は、原則として監査実施時の資料に基づいている。

本報告書は三鷹市監査基準に準拠している。

定期監査

都市整備部

都市計画課、公共施設課、道路管理課

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象

都市計画課、公共施設課、道路管理課の令和3年4月1日から9月30日までにおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

第3 監査の着眼点

都市整備部（上記の監査対象課。以下同じ。）所管の財務に関する事務及びその他の事務が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取など通常実施すべき監査を実施したほか、必要と認めるその他の監査を実施した。

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- 3 契約の方法及び手続は適正か。また、随意契約による場合、法令の根拠は明確で理由は適正か。
- 4 契約内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- 5 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は、補助金交付要綱等により明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- 6 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- 7 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- 8 事務処理で法令等に違反するものはないか。

第4 監査の期間

令和3年10月14日から令和3年12月24日まで

第5 監査の実施概要及び結果

監査の実施概要及び結果は次のとおりである。

- 1 都市計画課
都市計画課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認めら

れたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) 市営大沢住宅等使用料収入事務について
- (3) まちづくり協力金収入事務について
- (4) 区域区分及び用途地域等の一括変更に関する資料作成業務委託等について
- (5) 三鷹市の東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく事務処理に関する業務委託について
- (6) 三鷹市下連雀市民住宅指定管理に係る事務について

2 公共施設課

公共施設課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められた。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) 土地売却収入収入事務について
- (3) 三鷹駅前コミュニティ・センター機械式駐車場設備改修事業負担金収入収入事務について
- (4) 不動産鑑定評価委託業務について
- (5) 特定建築物等定期調査及び検査等業務委託について
- (6) 行政財産の使用許可に関する事務について

3 道路管理課

道路管理課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められた。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) 道路掘削復旧工事監督事務費負担金収入収入事務について
- (3) 交通安全施設地図情報システム等保守点検業務委託について
- (4) 都市再生地籍調査業務（官民境界等先行調査）委託について
- (5) 三鷹市主要幹線道路調査業務委託について
- (6) 雨水ます清掃業務委託について
- (7) 堀合地下道安全管理業務委託について
- (8) 三鷹台駅前広場詳細設計業務委託について
- (9) 牟礼地区交通量調査業務委託について

4 指摘事項

<都市整備部都市計画課>

- (1) 郵券の管理について適正を期すべきもの

郵券の管理について、受払簿と残数の定期的な確認が行われておらず、長期にわたり、現物と記録に差異がある状態が継続していた。使用時の確認に加え、定期的に使用者以外による残数確認をするなど、郵券は金券であるという意識のもと適正な管理をされたい。

別表 令和3年度都市整備部所管の予算（令和3年9月末日現在）

1 都市計画課

【一般会計】

<歳入>

予 算 科 目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項 目				
14	使用料及び手数料	54,362,000	26,233,158	24,376,258	44.8%
	1 使用料	54,333,000	26,222,658	24,365,758	44.8%
	5 土木使用料	54,333,000	26,222,658	24,365,758	44.8%
	2 手数料	29,000	10,500	10,500	36.2%
	4 土木手数料	29,000	10,500	10,500	36.2%
15	国庫支出金	13,877,000	15,085,000	0	0.0%
	2 国庫補助金	13,877,000	15,085,000	0	0.0%
	4 土木費国庫補助金	13,877,000	15,085,000	0	0.0%
16	都支出金	23,332,000	21,731,402	100,402	0.4%
	2 都補助金	21,870,000	21,631,000	0	0.0%
	7 土木費都補助金	21,870,000	21,631,000	0	0.0%
	3 委託金	1,462,000	100,402	100,402	6.9%
	4 土木費委託金	1,462,000	100,402	100,402	6.9%
17	財産収入	91,000	12,229	12,229	13.4%
	2 財産売払収入	91,000	12,229	12,229	13.4%
	1 物品売払収入	91,000	12,229	12,229	13.4%
18	寄附金	1,000	4,400,000	4,400,000	440,000.0%
	1 寄附金	1,000	4,400,000	4,400,000	440,000.0%
	5 土木費寄附金	1,000	4,400,000	4,400,000	440,000.0%
21	諸収入	36,000	11,870	11,870	33.0%
	5 雑入	36,000	11,870	11,870	33.0%
	5 雑入	36,000	11,870	11,870	33.0%
	歳入合計	91,699,000	67,473,659	28,900,759	31.5%

<歳出>

予 算 科 目		予算現額	支出済額	予算残額	執行率
款	項 目				
8	土木費	98,407,000	8,251,668	90,155,332	8.4%
	4 都市計画費	25,356,000	1,241,689	24,114,311	4.9%
	1 都市計画総務費	25,356,000	1,241,689	24,114,311	4.9%
	5 住宅費	73,051,000	7,009,979	66,041,021	9.6%
	1 住宅管理費	73,051,000	7,009,979	66,041,021	9.6%
	歳出合計	98,407,000	8,251,668	90,155,332	8.4%

2 公共施設課

【一般会計】

<歳入>

(単位 円)

予算科目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項目				
17	財産収入	624,945,000	491,090,226	491,090,226	78.6%
	1 財産運用収入	3,945,000	3,945,336	3,945,336	100.0%
	1 財産貸付収入	3,945,000	3,945,336	3,945,336	100.0%
	2 財産売払収入	621,000,000	487,144,890	487,144,890	78.4%
	1 不動産売払収入	621,000,000	487,144,890	487,144,890	78.4%
21	諸収入	3,476,000	3,476,000	3,476,000	100.0%
	5 雑入	3,476,000	3,476,000	3,476,000	100.0%
	5 雑入	3,476,000	3,476,000	3,476,000	100.0%
歳入合計		628,421,000	494,566,226	494,566,226	78.7%

<歳出>

(単位 円)

予算科目		予算現額	支出済額	予算残額	執行率
款	項目				
2	総務費	34,156,000	1,878,747	32,277,253	5.5%
	1 総務管理費	34,156,000	1,878,747	32,277,253	5.5%
	6 財産管理費	34,156,000	1,878,747	32,277,253	5.5%
歳出合計		34,156,000	1,878,747	32,277,253	5.5%

3 道路管理課

【一般会計】

<歳入>

(単位 円)

予算科目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項目				
12	交通安全対策特別交付金	17,767,000	10,170,000	10,170,000	57.2%
	1 交通安全対策特別交付金	17,767,000	10,170,000	10,170,000	57.2%
	1 交通安全対策特別交付金	17,767,000	10,170,000	10,170,000	57.2%
13	分担金及び負担金	5,325,000	3,465,240	1,738,580	32.6%
	1 負担金	5,325,000	3,465,240	1,738,580	32.6%
	3 土木費負担金	5,325,000	3,465,240	1,738,580	32.6%
14	使用料及び手数料	234,654,000	230,683,215	230,656,289	98.3%
	1 使用料	231,018,000	228,915,135	228,888,209	99.1%
	5 土木使用料	231,018,000	228,915,135	228,888,209	99.1%
	2 手数料	3,636,000	1,768,080	1,768,080	48.6%
	4 土木手数料	3,636,000	1,768,080	1,768,080	48.6%
15	国庫支出金	38,860,000	25,000,000	0	0.0%
	2 国庫補助金	38,860,000	25,000,000	0	0.0%
	4 土木費国庫補助金	38,860,000	25,000,000	0	0.0%
16	都支出金	224,457,000	63,579,376	0	0.0%
	2 都補助金	219,902,000	60,383,000	0	0.0%
	7 土木費都補助金	219,902,000	60,383,000	0	0.0%
	3 委託金	4,555,000	3,196,376	0	0.0%
	4 土木費委託金	4,555,000	3,196,376	0	0.0%
17	財産収入	1,000	253	253	25.3%
	2 財産売払収入	1,000	253	253	25.3%
	1 物品売払収入	1,000	253	253	25.3%
18	寄附金	600,000	350,000	200,000	33.3%
	1 寄附金	600,000	350,000	200,000	33.3%
	5 土木費寄附金	600,000	350,000	200,000	33.3%
21	諸収入	210,000	0	0	0.0%
	5 雑入	210,000	0	0	0.0%
	5 雑入	210,000	0	0	0.0%
歳入合計		521,874,000	333,248,084	242,765,122	46.5%

<歳出>

(単位 円)

予算科目		予算現額	支出済額	予算残額	執行率
款	項目				
8	土木費	1,668,653,000	429,921,578	1,238,731,422	25.8%
	1 土木管理費	92,512,000	13,632,451	78,879,549	14.7%
	1 土木総務費	92,512,000	13,632,451	78,879,549	14.7%
	2 道路橋梁費	1,561,346,000	416,289,127	1,145,056,873	26.7%
	1 道路橋梁総務費	53,699,000	3,613,008	50,085,992	6.7%
	2 道路維持費	224,027,000	58,704,561	165,322,439	26.2%
	3 道路新設改良費	1,010,150,000	263,821,873	746,328,127	26.1%
	4 橋梁整備費	123,205,000	18,203,900	105,001,100	14.8%
	5 街路灯費	150,265,000	71,945,785	78,319,215	47.9%
	4 都市計画費	14,795,000	0	14,795,000	0.0%
	1 都市計画総務費	14,795,000	0	14,795,000	0.0%
歳出合計		1,668,653,000	429,921,578	1,238,731,422	25.8%

財政援助団体等監査及び定期監査

三鷹市西部地区住民協議会 生活環境部コミュニティ創生課

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財政援助団体等の名称	所管部局	補助金等の名称	金額
三鷹市西部地区住民協議会	生活環境部 コミュニティ創生課	三鷹市コミュニティ活動事業助成金	33,567,550円
		井口コミュニティ・センター指定管理料	25,567,411円

1 財政援助団体等

令和2年度の財政援助に係る補助事業及び受託事業

2 所管部局

令和2年度の財政援助に係る事務及び委託事業に係る事務の執行

第3 監査の着眼点

令和2年度の財政援助に係る補助事業及び委託事業が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取など通常実施すべき監査を実施したほか、必要と認めるその他の監査を実施した。

1 財政援助団体等

- (1) 補助等対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (2) 会計処理上の責任体制は確立されているか。また、出納関係帳票の整備、記帳、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (3) 財務会計規程等の諸規程は整備されているか。
- (4) 受託事業について、契約に基づく義務の履行は適切に行われているか。

2 所管部局

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は、補助金交付要綱等により明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

(3) 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

第4 監査の期間

令和3年8月10日から令和3年12月24日まで

第5 監査の実施概要及び結果

監査の実施概要及び結果は次のとおりである。

1 三鷹市西部地区住民協議会

財政援助団体における令和2年度の財政援助に係る補助事業及び受託事業は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、財政援助等の目的に沿って行われ、適正かつ効率的に執行されているものと概ね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。なお、団体の概要及び決算状況についても後述する。

- (1) 決算書等の整備について
- (2) 支出事務及び契約事務全般について
- (3) 人件費の支出について
- (4) 小口現金の管理状況について
- (5) 郵券類（印紙含む。）の受払状況について
- (6) 備品の管理状況について
- (7) 諸規程の整備について
- (8) 井口コミュニティ・センター管理業務について（指定管理）

2 生活環境部コミュニティ創生課

所管部局における財政援助団体への令和2年度の補助金の交付事務等は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) コミュニティ活動事業助成金の交付事務について
- (2) 井口コミュニティ・センター指定管理に係る事務について

3 指摘事項

＜三鷹市西部地区住民協議会＞

(1) 決算書の記載について適正を期すべきもの

ア 決算書において、未収金の計上漏れ及び過去の預り金の処理の誤りにより、収入金額及び繰越額と関係諸帳簿等の金額が一致していなかった。決算書の作成について、適正な事務処理をされたい。

イ コミュニティ活動基金について、基金を処分し、事業の財源とする場合は、歳入歳出予算に計上して、予算の執行をする必要があるが、事業費を直接基金から支出していた。また、金融機関での利息分についても、直接基金に編入していた。基金の処分及び基金の運用から生じる収益の基金への編入は、三鷹市西部地区住民協議会コミュニティ活動基金規程第4条等の規定に基づき、歳入歳出予算に計

上して行う必要があることから、適正な事務処理をされたい。

(2) 労働基準法に基づく帳簿の整備について適正を期すべきもの

労働者を雇用する場合、労働基準法の規定に基づき法定帳簿を整え、保存する義務があるが、賃金台帳及び出勤簿について、記載すべき項目の一部が記載されていなかったほか、決裁権者による内容の確認について記録されていなかった。労働基準法等に基づき適正な事務処理をされたい。

(3) 小口現金の管理について適正を期すべきもの

三鷹市西部地区住民協議会事務局経理事務規程第 19 条の規定による小口現金は、少額かつ債権者が直ちに支払を申し出る場合に備えるものであるが、第 14 条の規定による通常の現金による支払についても小口現金から支払っており、第 19 条第 3 項の規定による現金保管額を超えた金額の現金保管や支出が常態化している。また、第 20 条第 2 項の規定により毎月ごとに精算する必要があるが、行われていなかった。小口現金による支払と通常の現金による支払を明確に区分するなど、取扱いを見直すとともに、毎月ごとの精算を行い、適正な事務処理をされたい。

<生活環境部コミュニティ創生課>

(1) 行政財産の使用許可について適正を期すべきもの

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、三鷹市公有財産規則第 21 条の 2 及び第 22 条に規定される行政財産の使用許可については、あくまでも例外的措置であることから、その許可基準・許可期間については限定的に定められており、許可期間は原則として 1 年以内とされている。しかしながら、指定管理者（各住民協議会）からの 8 年間の使用許可申請に対し、使用許可を行っていることは、事務の簡略化の観点からは理解できるところであるが、指定管理者であることのみを理由として、例外的に長期間認めることは、同法及び同規則の趣旨に反するものである。行政財産の使用許可にあたっては、適正な事務処理をされたい。

財政援助団体の概要等

三鷹市西部地区住民協議会

1 団体の概要

(1) 目的

三鷹市西部地区住民協議会（以下「協議会」という。）は、地域住民相互の連帯と責任のもとに、快適で生きがいのある生活が営めるよう、「人間性豊かなふれあいをもつまち」をつくることを目的とする。

(2) 事業

協議会の目的を達成するため、総務・厚生・体育・広報・文化・防災の6部会を設置し、主に以下のような事業を実施している。

ア 総務部会 コミュニティ祭り、コミュニティ運動会、雑学大学、二中地区児童生徒健全育成連絡協議会等

イ 厚生部会 演芸会、施設見学会、料理講習会、自然研修会、お食事会、部会研修等

ウ 体育部会 体育施設自主運営事業、各種大会（グランドゴルフ大会・子どもスポーツ大会・三鷹市民駅伝・スポーツ体験会）、スポーツ講習会、部会対外交流、水上ゲーム大会、部会研修会等

エ 広報部会 広報紙「にしみたか」毎月13,000部発行、住区内全戸配布

オ 文化部会 各種講習会、教養講座、おはなし会、歌声広場、展示ホール作品展、社会施設見学会、部会研修会等

カ 防災部会 初期消火訓練、救急法講習会、炊き出し訓練、防災訓練、上級救命講習会、部会研修会等

(3) 設立

昭和53年11月26日

(4) 組織

会長 1人 副会長 4人 会計 2人 監査 2人

相談役 1名 部会長 6人 副部会長 12人

事務局長 1人 事務局職員 4人（次長1人、主任1人、フルタイム職員1人、特別雇用職員（主任）1人）

2 市との関係

三鷹市は、三鷹市コミュニティ活動事業助成金交付要綱に基づき、井口コミュニティ・センターを媒体とする協議会のコミュニティ活動に対して、令和2年度に3,356万7,550円の助成を行っている。

また、井口コミュニティ・センター指定管理料として令和2年度は2,556万7,411円を支払っている。

3 決算等の実績

令和2年度の協議会における決算額及び三鷹市からの助成金、指定管理料の充当額は次表のとおりである。

令和2年度三鷹市西部地区住民協議会収支決算等

<収 入>

(単位 円)		
科 目	決 算 額	市費充当額
1 市支出金	59,723,561	59,723,561
1 指定管理料	25,567,411	25,567,411
2 市助成金	33,567,550	33,567,550
1 施設運営費助成金	28,938,712	28,938,712
2 活動費助成金	4,628,838	4,628,838
3 市委託金	588,600	588,600
2 事業収益金	92,667	0
3 寄附金	0	0
4 繰り越し金	5,228,697	0
5 活動基金繰入金	0	0
6 諸収入	886,550	0
収 入 合 計	65,931,475	59,723,561

※ 市委託金は、体育施設自主運営業務委託金及び自主防災活動事業委託金である。

<支 出>

(単位 円)		
科 目	決 算 額	市費充当額
1 指定管理料	25,567,411	25,567,411
2 施設運営費	28,938,712	28,938,712
3 活動費	4,700,846	4,700,846
1 組織活動費	165,176	165,176
2 施設活動費	4,285,825	4,285,825
その他	249,845	249,845
4 地域情報化推進事業費	491,592	491,592
5 活動基金積立金	500,000	0
6 NPO法人会員年会費	25,000	25,000
7 40周年事業費	0	0
8 予備費	0	0
支 出 合 計	60,223,561	59,723,561

(単位 円)

翌年度繰越額	5,707,914
--------	-----------

公益社団法人三鷹市シルバー人材センター

健康福祉部高齢者支援課

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財政援助団体等の名称	所管部局	補助金等の名称	金額
公益社団法人三鷹市 シルバー人材センター	健康福祉部 高齢者支援課	公益社団法人三鷹市シルバー人材センター事業補助金	68,070,578円
		三鷹市シルバー人材センター運営資金貸付金	10,000,000円

- 1 財政援助団体等
令和2年度の財政援助に係る補助事業等
- 2 所管部局
令和2年度の財政援助に係る事務の執行

第3 監査の着眼点

令和2年度の財政援助に係る補助事業等が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取など通常実施すべき監査を実施したほか、必要と認めるその他の監査を実施した。

- 1 財政援助団体等
 - (1) 補助等対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
 - (2) 会計処理上の責任体制は確立されているか。また、出納関係帳票の整備、記帳、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
 - (3) 財務会計規程等の諸規程は整備されているか。
- 2 所管部局
 - (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は、補助金交付要綱等により明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
 - (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
 - (3) 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

第4 監査の期間

令和2年9月7日から令和3年12月24日まで

第5 監査の実施概要及び結果

監査の実施概要及び結果は次のとおりである。

1 公益社団法人三鷹市シルバー人材センター

財政援助団体における令和2年度の財政援助に係る補助事業等は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、財政援助等の目的に沿って行われ、適正かつ効率的に執行されているものと概ね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。なお、団体の概要及び決算状況についても後述する。

- (1) 決算書等の整備について
- (2) 支出事務及び契約事務全般について
- (3) 人件費の支出について
- (4) 諸規程の整備について
- (5) 現金の管理状況について
- (6) 郵券類（印紙含む。）の受払状況について
- (7) 備品の管理状況について

2 健康福祉部高齢者支援課

所管部局における財政援助団体への令和2年度の補助金の交付事務等は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) 公益社団法人三鷹市シルバー人材センター事業補助金の交付事務について
- (2) 三鷹市シルバー人材センター運転資金の貸付事務について

3 指摘事項

＜公益社団法人三鷹市シルバー人材センター＞

(1) 人件費の支出について適正を期すべきもの

時間外勤務手当について、時間単価を算出する際に、職員給与規程第29条第3項の規定により、地域手当を給料の15%とすべきところ、給料及び扶養手当の15%としていたため、金額が多く支給されている事例があった。過払分の返還手続を早急に進めるとともに、人件費の適正な支出に努められたい。

＜健康福祉部高齢者支援課＞

(1) 運転資金の貸付事務について適正を期すべきもの

ア 公益社団法人三鷹市シルバー人材センターにおいては、会員への配分金の支払時期と企業等からの配分金等の収入時期が異なるため、資金運用が難しいことから、運転資金の貸付を行っている。しかしながら、資金収支の状況を確認したところ、団体の経営努力もあり、ここ数年は運営資金に余裕がある状況が確認できた。また、貸付申請書を提出する際には、三鷹市シルバー人材センター運転資金の貸付に関する要綱第7条の規定により、貸付申請書に必要書類を添付する必要

があるが、必要書類の添付がないまま受け付け、貸付決定を行っていた。貸付に当たっては、団体の運営状況、資金の流れ、貸付金の使途などを確認し、必要性を検討した上で行われたい。

イ 同要綱第8条の規定により、貸付を決定したときは貸付決定通知書により通知する必要があるが、行われていなかった。要綱に基づき、適正な事務処理をされたい。

財政援助団体の概要等

公益社団法人三鷹市シルバー人材センター

1 団体の概要

(1) 目的

公益社団法人三鷹市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 事業

センターは、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

ア 臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供

イ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

ウ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業

エ 上記の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営

オ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 設立

昭和51年7月14日 三鷹市高齢者事業団として設立

昭和55年12月1日 社団法人化

平成2年7月2日 社団法人三鷹市シルバー人材センターに名称変更

平成22年7月1日 公益社団法人に移行

(4) 組織（令和3年8月1日現在）

会長1人 副会長1人 常務理事1人 理事8人 監事2人

事務局職員 17人（事務局長1人、正規職員6人、継続雇用職員1人、嘱託職員5人、その他4人）

2 市との関係

三鷹市は、事業の円滑な運営を図り、健康で働く意欲を有する高齢者の生きがいを促進し、老人福祉の向上を図ることを目的として、公益社団法人三鷹市シルバー人材センター事業補助金交付要綱に基づき、センターの活動に対して、令和2年度は6,807万578円の補助を行っている。

また、センター事業の円滑な運営を図り、老人福祉の増進に寄与することを目的として、三鷹市シルバー人材センター運転資金の貸付に関する要綱に基づき、三鷹市シルバー人材センター運転資金貸付金1,000万円の貸付を行っている。

3 決算等の実績

令和2年度のセンターにおける決算額は次表のとおりである。

令和2年度公益社団法人三鷹市シルバー人材センター収支決算等

(単位 円)

科 目	予算額	決算額
経常収益	708,591,000	629,557,758
受取会費	3,805,000	3,332,000
事業収益	625,161,000	548,198,916
受取補助金等	79,524,000	78,026,617
雑収益	101,000	225
経常費用	708,591,000	631,547,495
事業費	691,291,380	614,320,644
管理費	17,299,620	17,226,851
当期経常増減額	0	△1,989,737
経常外収益	0	0
経常外費用	0	0
当期経常外増減額	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△1,989,737
一般正味財産期首残高	77,590,379	77,241,104
一般正味財産期末残高	77,590,379	75,251,367
一般正味財産への振替額	0	993,039
当期指定正味財産増減額	0	△993,039
指定正味財産期首残高	993,039	993,039
指定正味財産期末残高	993,039	0
正味財産期末残高	78,583,418	75,251,367

※ 予算額は当初予算額